

教育委員会事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について  
 川崎市教育機関事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について  
 川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程の一部を改正する訓令の制定について

1 改正内容

令和8年4月から川崎市多摩市民館、川崎市麻生市民館、川崎市麻生市民館岡上分館、川崎市立麻生図書館及び川崎市立麻生図書館柿生分館の管理運営を指定管理者に行わせるため、規則等の一部を改正する。

2 指定管理者制度導入予定時期

【教育文化会館・市民館】

施設名	導入時期
教育文化会館	令和9年11月
大師分館（プラザ大師）	令和9年11月
田島分館（プラザ田島）	令和9年11月
幸市民館	令和10年7月
日吉分館	令和10年7月
中原市民館	令和7年4月 <small>導入済</small>
高津市民館	令和7年4月 <small>導入済</small>
橘分館（プラザ橘）	令和7年4月 <small>導入済</small>
宮前市民館	令和14年度
菅生分館	令和14年度
多摩市民館	令和8年4月
麻生市民館	令和8年4月
岡上分館	令和8年4月

【図書館】

施設名	導入時期
川崎図書館【直営】	—
大師分館（プラザ大師）	令和9年11月
田島分館（プラザ田島）	令和9年11月
幸図書館	令和10年7月
日吉分館	令和10年7月
中原図書館【直営】	—
高津図書館【直営】	—
橘分館（プラザ橘）	令和7年4月 <small>導入済</small>
宮前図書館	令和14年度
—	—
多摩図書館【直営】	—
麻生図書館	令和8年4月
柿生分館	令和8年4月

### 3 議案第29号「教育委員会事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則」

平成22年度から、市民館と区役所関係部署とが一体的に連携することによって、より効率的・効果的な事業展開を行うことを目的として、市民館の施設及び設備の維持管理及び利用許可並びに一部図書館の施設及び設備の維持管理の事務を区長へ委任し、また、市民館における生涯学習及び社会教育の振興に関することを区長に補助執行※させている。

令和8年4月からは、多摩市民館、麻生市民館、麻生市民館岡上分館、麻生図書館及び麻生図書館柿生分館の管理運営を指定管理者に行わせ、多摩区長及び麻生区長は、指定管理者のモニタリングを行うとともに、区内全域での学びの場づくりを進めるため、教育委員会事務の委任等に関する規則の一部改正を行うもの

#### (1) 主な改正内容

- ア 多摩市民館、麻生市民館、麻生市民館岡上分館、麻生図書館において、多摩区長及び麻生区長にそれぞれ委任していた施設及び設備の維持管理に関することから指定管理者が行う事務を除くもの
- イ 多摩区及び麻生区における課題解決のための生涯学習及び社会教育の推進に関する事務を多摩区長及び麻生区長にそれぞれ補助執行させるもの
- ウ 多摩区及び麻生区の特性を生かした生涯学習及び社会教育の振興に関する事務を多摩区長及び麻生区長にそれぞれ補助執行させるもの
- エ 多摩市民館、麻生市民館、麻生市民館岡上分館における指定管理者の選定、モニタリング、評価など、指定管理者に関すること（市議会に提出する議案及び議会との連絡調整に関することを除く。）を多摩区長及び麻生区長にそれぞれ補助執行させるもの

※教育委員会の業務を、教育委員会名で市長事務部局の職員に行わせること。

# 4 議案第30号「川崎市教育機関事務分掌規則の一部を改正する規則」

## (1) 主な改正内容

ア 麻生図書館及び麻生図書館柿生分館に指定管理者制度を導入することに伴い、モニタリングを行う多摩図書館が実施する事務を追加するもの

- ・麻生図書館柿生分館の施設及び設備の維持管理に関することから指定管理者が行う事務を除くもの
- ・麻生図書館及び麻生図書館柿生分館における図書の選定及び除籍に関すること。
- ・麻生図書館及び麻生図書館柿生分館に係る指定管理者の業務のモニタリングに関すること。

イ 本規則から指定管理者制度を導入する多摩市民館、麻生市民館、麻生市民館岡上分館、麻生図書館及び麻生図書館柿生分館を除くもの

